

かとう学園 いじめ防止基本方針



令和5年4月

宗像市立河東中学校
宗像市立河東小学校
宗像市立河東西小学校

かとう学園 「いじめ防止基本方針」

「かとう学園」(河東小・河東西小・河東中)

1 いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

(1) いじめの定義 《いじめ防止対策推進法(平成25年6月)におけるいじめの定義》

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※ 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)などと、当該児童生徒との何らかの人的関係を指す。

※ 「心理的又は物理的な影響」とは、いじめの態様のことである。具体的には次のような態様を指し、いじめられた児童生徒の被害性に着目し、いじめ防止対策推進法(以下「報」という。)が規定するいじめに当たるか否かを見極める必要がある。

◇心理的な影響：冷やかしやからかい。悪口や脅し文句、等を言われる。仲間はずれ。

集団による無視をされる。SNS等で誹謗中傷や嫌なことをされる。等

◇物理的な影響：嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。金品をたかられる。金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。等

○ いじめの対応にあたっては、いじめられたとする児童生徒の立場に立ち、いじめがあったという認識のもとで受容的に接する。

○ いじめられた児童生徒を全面的に支援する。

・児童生徒間のトラブルを法の「いじめの定義」に照らして指導するのではなく、児童生徒間のトラブルは軽微なものを含めて、常にその解消に向けて指導する

・定義はあくまで法の対象としての指標であり、定義に左右されることなく、学校は常に子どもの状況を見守り、よりよい人間関係を築けるよう指導する

○ いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。

・嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する機会が多い

・「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」と同様に、重大な危険となりうる

いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題(例えば無秩序性や閉塞性)、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。(福岡県いじめ防止基本方針より)

(2) いじめの防止等に関する基本的な姿勢

全ての児童が充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ問題を根絶する。そのために、いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、学園全教職員一人一人が「いじめ」に対する認識と信念をもち、全ての子どもをいじめから守り、いじめのない子ども社会（いじめの未発見、未解決ゼロ）の実現をめざすこととする。

「いじめは、人間として絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」
「いじめはどの子供にも、どの集団でも、どの学校でも起こりうる」
「いじめられている子どもを最後まで守り抜く」

2 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

本学園においては、法の趣旨を踏まえ、国や県ならびに市の基本方針をふまえて、「かとう学園いじめ防止基本方針」を策定する。

本基本方針は、これまでの取組で対応できるものと新たに取組まなければならないものを整理して作成する。加えて、PDCAサイクルに沿って、方針が適切に機能しているかどうかを点検・評価し、必要に応じて見直すこととする。

本学園の基本方針を策定するに当たっては、小中一貫教育推進委員会等で説明したり協議したりするなど、小中一貫教育の機能を生かして充実を図ることとする。なお、策定した学校基本方針については、学校のホームページや学校通信等で広く周知を図り、学校・地域・家庭が共有できるようにする。

(2) いじめ防止等の対策のための組織編成

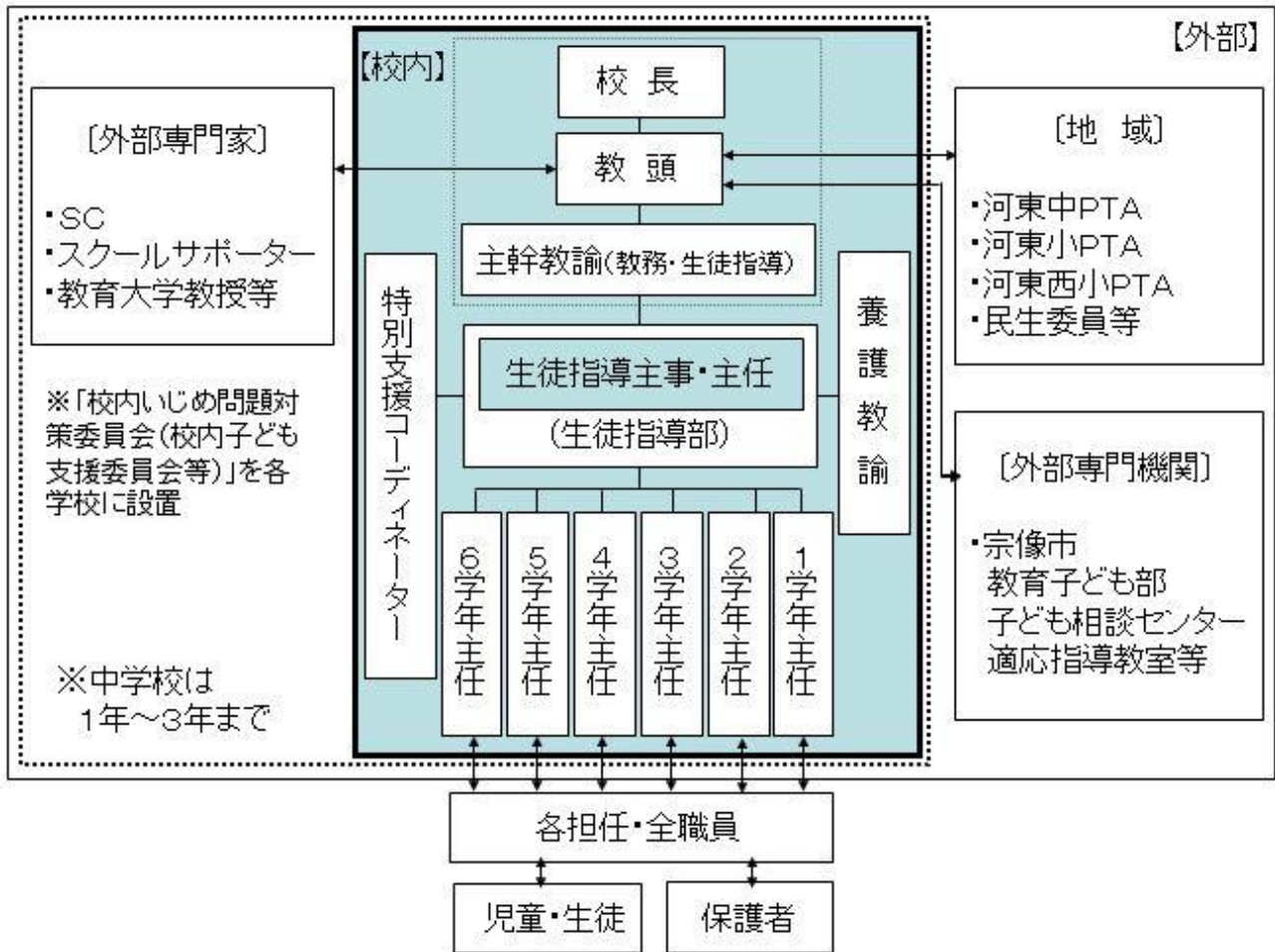
本学園の各学校においては、いじめの防止等のために学校の中核となって組織的な対応を促進する組織として「校内いじめ問題等対策委員会」を設置する。（いじめ防止対策推進法第22条に係る組織）

委員は、次のような者で構成する。

・校長 ・教頭 ・主幹教諭（教務・生徒指導） ・生徒指導主事及び担当 ・学年主任
・養護教諭 ・特別支援教育コーディネーター ・スクールカウンセラー等

※本委員会の構成員及び名称は各学校で決める。例）河東西小：「校内子ども支援委員会」

※いじめ防止対策推進法（平成25年6月）第22条（組織設置）に係る組織の構成員と第28条（重大事態）に係る組織の構成員は事案の性質に応じて校長が指名する。なお、第28条に基づく組織や調査については、事案の性質に応じて、宗像市教育委員会または校長が指名する。



本組織の主な役割としては、次のようなものが考えられる。

- 校区いじめ防止基本方針に基づく取組推進やP D C Aサイクルに沿った年間計画の作成・実行・検証・修正
- いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- いじめであるかどうかの学校判断と関係情報の収集、集約
- 関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的な実行の中核
- 日常的な指導体制の確立と情報収集・対策の吟味
- 教職員の共通理解と意識の啓発
- 児童生徒や保護者、地域への情報発信と意識啓発
- 重大事案への対応（外部関係諸機関との連携）

3 いじめ防止の学校の取組

(1) いじめの未然防止

①未然防止の考え方

- 規則正しい生活態度のもと行事に主体的に参加し・活躍できる学校づくりを進める。
- 児童生徒理解を深め、児童一人ひとりを大切にするとともに、日常的なかかわりの中で教職員と児童信頼関係づくりや児童相互の人間関係作りに努める。
- いじめ問題への学校の取組等の情報を、日頃から家庭や地域に公表し、保護者や地域住民の理解と協力を得るように努める。
- いじめられている児童については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示す。

②主に教師に求められること

- 小中一貫教育を推進し、自ら課題をつかみ、見通しをもって解決し、自己の伸びを実感する授業づくりに努め、全ての児童生徒が主体的に授業参加し活躍できる授業を進める。
- 教育活動全体を通して、生徒指導の3機能（自己存在感、共感的人間関係、自己決定）を大切に活動を行う。
- 小中一貫教育を推進し、学園として自己指導能力を高める生徒指導を行っていく。

③主に児童生徒を育むこと

- 社会体験や交流体験（地域、小小、小中）の場を通して、児童自らが人と関わることの喜びや大切さに気付かせ、他の人の役に立っている、認められているといった自己有用感を獲得させる。
- 人権教育を通して、人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。
- 道徳の時間を通して、いじめは人間として許されない行為であること、命はかけがえのないものであることをしっかり考えさせる。
- 学級活動（1）を通して、互いを認め合い、支え合う集団づくりを行い、学校生活の諸問題を子どもたち自身で解決する力の育成を図る。
- 生徒指導の機能を生かした学級活動（2）（3）を計画的に実施し、「課題を自分のこととして受け止める」「原因を追究し、課題解決への意識を高める」「解決方法を話し合いを通して考える」「自己の努力目標を決める（意思決定）」といった一連の指導を行い、児童生徒に自己実現の喜びを味わわせる。
- 小中一貫教育を推進し、学園として自己指導能力を高める生徒指導を行っていく。
- デジタルシティズンシップ教育を通して、コンピュータやインターネットを適切に活用するための行動について考えさせる。

(2) いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取り組み等）

①いじめの早期発見の考え方

- 「いじめは人間として絶対に許されない」という強い認識に立ち、毅然とした指導を行う。
- いじめは「どの子にも、どの学校にも起こりうる」問題であることを十分認識し、学校における教育相談体制を充実させ、児童の悩みを受け止める体制を整備する。
- 学校全体で組織的に対応し、教職員間の緊密な情報交換や共通理解を図り、役割連携を徹底する。
- いじめの事実関係の究明にあたっては、実態把握を正確かつ迅速に行う。
- いじめを認知した場合、被害者の立場にたった指導を行う。
- 学校でのみ解決しようとするのではなく、保護者等の訴えに謙虚に耳を傾け、関係者全

員で取り組むとともに、宗像市教育委員会の指導助言を仰ぎ、連携して対処する。

- いじめ問題の解決後も継続的な指導支援に努める。

②いじめの早期発見のための措置

- いじめ・人間関係トラブル早期発見チェックポイントを元に、授業時間のみならず休み時間にも積極的に児童に声かけを行い、様相を観察する。（日々些細な変化の気づき）
- いじめに特化したアンケート、学校生活アンケート等を定期的に、いじめに特化した無記名アンケートを学期に1回調査する。（アンケート実施）
- 相談ポストを設置し、相談内容に迅速かつ適切に対応する。（相談ポストの活用）
- アンケートをもとにした教育相談週間を学期に1回設定し、面談を行うことで児童生徒の悩みを受容的、共感的に理解し、心のケアに努める。（教育相談の実施）
- アンケート、相談ポスト、教育相談で得た情報や問題の解決にあたっては、校内「いじめ問題対策委員会」で情報を共有し、事実把握と具体的な措置の協議を行う。（組織的対応）
- 保護者会や家庭訪問の際に、いじめに関する家庭用リーフレットや家庭用チェックリストを配布して、いじめ問題に対する学校の指導方針や状況等を伝えながら、学校と家庭の連携を図っていく。（地域・保護者との連携及び情報提供の工夫）

(3) いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処）※ネット上のいじめを含む

①基本的な考え方と対応

- いじめの疑いがある行為が発見された場合、校内いじめ問題対策委員会（子ども支援委員会）において、「いじめ」として対応すべき事案が否かを判断する。
 - ・目撃したり、相談を受けたりした教師は、一人で抱え込まず校内いじめ問題対策委員会（子ども支援委員会）で情報を共有し、いじめの事実の有無を確認する
 - ・保護者や地域住民から、いじめと疑われる行為の相談や連絡があった場合は、真摯に傾聴し、事実を確認する
- 事案について相談、連絡を受けた場合、その状況や対応の経緯等について、適切な処置及び情報収集により事実確認を行い、経過を速やかに宗像市教育委員会に報告する。
 - ・事実確認の結果は、校長が宗像市教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童生徒の保護者に連絡する。
- 被害児童生徒の人権を擁護するための配慮として、宗像市教育委員会と連携し、区域外通学や別室指導等柔軟な対応を行う。
 - ・いじめられた児童生徒や知らせた児童生徒の安全を確保する。
 - ・児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに宗像警察署に相談又は通報する。
- 加害児童生徒に対して教育的配慮のもと別室指導等、毅然とした対応を行う。また教育上必要があるときは、学校教育法第11条に基づき、児童生徒に対して懲戒を加える。
 - ・加害児童生徒に対して教育上の指導や懲戒を行っているにもかかわらず、効果が見られなかったり、犯罪行為として取り扱われたりするときは、宗像警察署に相談する。
- いじめが認められてから経過を観察し、3ヶ月後いじめが解消されているかどうか必ず確認を行う。

②いじめられた児童生徒（被害児童生徒）、及びその保護者への支援

- 被害児童生徒から事実関係を聞き取り、つらさや悔しさを十分に受け止める。
- 具体的な支援内容を示して安心感を与えたり、良い点を認め励まし自尊感情を高めたりする。
- 被害児童生徒にとって信頼できる人と連携し、寄り添い支えられる体制をつくる。
- 家庭訪問等により、保護者に事実関係を迅速かつ正確に伝える。
- 被害児童生徒が安心して学習活動ができるよう、徹底して守り抜く姿勢を伝える。

【一次対応：緊急】

①事実関係の把握

- ・「いつ、どこで、誰に、何をされた（言われたか）」を本人に具体的に確かめながら記録
- ・聴き取りをした内容については時系列に整理
- ・聴き取りは最も信頼されている教師等が対応するなど、学校全体で組織的に対応

②安全確保と全面的な支援（心のケア）

- ・緊急性や深刻さを考慮して、場合によっては、緊急避難的措置として別室登校（保健室・相談室等）を検討

③校長及び関係職員ならびに保護者への報告

- ・聴き取りを時系列に整理した資料を準備して、速やかに校長及び関係職員に報告
- ・必要に応じて、緊急「いじめの防止等の対策のための組織」の開催
- ・保護者に不安感や不信感を抱かせることがないように十分配慮

④教育委員会への報告

- ・いじめと認知した事実についてはすべて報告。

※市教委へは電話で第1報。後日『宗像市「いじめ」に関する報告書』を作成して提出し、県教委（福岡教育事務所）へ報告

【様式資料】○様式1「生徒指導上の諸問題に関する実態調査」（月例報告）

→項目2「生徒間暴力」は「いじめ」として取り扱い、「いじめ」の件数に計上

○様式5-1「いじめに関する実態調査集計」（小学校）

5-2「いじめに関する実態集計」（中学校）

「いじめに関する実態調査（個票）」【校内集約用】

○様式7「事件・事故等報告書」

→「いじめ」事案のうち、児童生徒の生命又は身体の安全がおびやかされるような重大な事態に至るおそれがあるものについては様式7を速やかに提出する。

○様式10「暴力行為に関する実態調査」

→様式5との関係で、「いじめ」に○をつける。

【二次対応：短期】

①被害児童生徒の指導・援助の方策案の協議（校内いじめ問題対策委員会等）

②支援体制方策についての全職員による共通理解

③担当者の確認（被害児童生徒と最も信頼関係ができていない教師）

④担当者となった教師を中心とした児童生徒の支援

⑤担当者をサポートするプロジェクトチーム（児童生徒にかかわりの深い教師数名）の組織化と日常的な指導や援助へのサポート

【三次対応：長期】

①被害児童生徒本人や学級への手立ての適応の促進

- ・チェックリスト等を活用した日常的な観察、定期アンケートの活用（継続指導）
- ・ソーシャルスキルトレーニングやアサーショントレーニング等の実施
- ・別室登校や弾力的な学級編制の工夫等

※「被害児童生徒を全面的に支援し、守り抜く」姿勢で対応する。

※「いじめられている側にも問題がある」という対応は絶対に行わない。

※教育委員会や関係諸機関とも積極的に情報の共有化、共通理解を図る。事案によっては「宗像市いじめ防止等対策推進委員会」の協議結果等をふまえて対応する。

③いじめた児童生徒（加害児童生徒）への指導、及びはその保護者への支援

- 加害児童生徒から事実関係を聞き取り、いじめの背景や理由、抱える問題などを確認する。
- いじめは人格を傷つけ、生命をも脅かす行為であることを理解させ、被害児童生徒のつらさに気付かせ、行為の責任を自覚させる。
- プライバシーを守りながら、いじめの状況に応じて、加害児童生徒に心理的な孤立感や疎外感を与えないよう配慮し、毅然とした対応をする。
- 事実確認後、迅速に保護者に連絡し、事実に対する理解や納得を得る。
- 保護者の心情（怒り、不安、自責の念等）を理解し、児童生徒の立ち直りに向けた具体的な助言を行う。

【一次対応：緊急】

①複数教師による事実と経過の確認

- ・ 加害児童生徒が複数の場合、複数の教師で同時に事実と経過の聴き取り
- ・ 「いつ、どこで、誰に、何をした（言った）か」を具体的に記録
- ・ 事実関係と指導を明確に区別

②校長、教頭、関係職員への報告

- ・ 聴き取り結果を時系列に整理した資料を準備し、速やかに校長及び関係職員に報告
- ・ 複数の教師で聴き取った内容に相違点があれば再度確認し、事実を正確に把握

③保護者への報告

- ・ いじめの態様等により、保護者を召喚、または家庭訪問を行い内容を報告する
- ・ 保護者との信頼関係を築き、共通理解や協働意識をもって解決を図る

【二次対応：短期】

①いじめの態様等による指導方針の立案と職員間の共通理解

- ※いじめの態様等：「冷やかし・からかい」「仲間はずれ」「言葉での脅し」「暴力」「持ち物隠し」「集団による無視」「たかり」など

【三次対応：長期】

②規範意識の育成や人間関係づくりの改善に向けた継続的な指導

- ・ 保護者の養育態度の変容等への支援
- ・ いじめを生まない環境づくりに向けた教育活動の実施

④いじめが起きた集団への働きかけ

- いじめを見ていた児童生徒（傍観児童生徒）に対しての指導
 - ・ 自分の問題として捉えさせ、いじめを止めること、誰かに知らせる勇気を持つことを指導
- いじめをはやしたてたり、あおったりした児童生徒に対しての指導
 - ・ 上記の行為がいじめに加担する行為であることを理解させる
- 臨時の学級での話合い活動等による指導
 - ・ 学級全体でいじめの問題について考えさせ、いじめは絶対に許されない行為であることを理解させる
 - ・ いじめを根絶しようとする態度を行き渡らせる

⑤ネット上のいじめへの対応

- ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるために、宗像市教育委員会情報担当職員・宗像警察署に相談し、直ちに対処を要請する。
 - ※現在、海外を拠点にしている SNS では削除が大変困難な状況にある
- インターネットを通して行われるいじめに関する内容を教育活動で取り扱う。
- 「望ましいネットとの付き合い方」をテーマに、児童生徒と保護者が共に学ぶ学習会等を実施する。

(4) 保護者・地域等への働きかけ

- 保護者向けアンケートの積極的な活用を図る。
- 保護者からの相談には共感的に耳を傾け、こまめに情報交換を行うなど、協力して対応することに努める。日常的な信頼関係の構築とともに、安心感を与えられるよう、児童生徒の立場に立った誠実な対応を心がける。
- 学級懇談会や成人講座等を通して、子どもを取り巻く諸問題や子どものサインに気付く方法など、いじめ防止に関わる保護者としての意識を高める。
- 相談窓口に係る情報を積極的に知らせ、相談機関を紹介できる環境づくりに努める。

4 重大事態への対応

(1) 重大事態の意味（第28条第1項）

（学校の設置者又はその設置する学校による対応）

第28条

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用 その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うも とする。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 重大事態への対応として実施すべき事項

①重大事態の発生と調査

- 次に掲げる場合には「重大事態」と捉え、宗像市教育委員会に報告し、同委員会の指導のもと調査組織を設置し、重大事態に係る事実関係を明らかにする。
 - ・ いじめにより当該学校に在籍する児童生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合（児童生徒が自殺を企画、身体に重大な傷害を負う、金品等に重大な被害を被る、精神性の疾患を発症等）
 - ・ いじめにより当該学校に在籍する児童生徒等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合（年間30日を目安に、連続して欠席している場合）
 - ・ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合

②重大事態の報告

- 公立小中学校は設置する地方公共団体の教育委員会（宗像市教育委員会）を通じて地方公共団体の長（宗像市長）へ事態発生について報告する。

③調査を行うための組織

- いじめ防止対策推進法第22条に基づき、「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて、適切な専門家を加える。

④事実関係を明確にするための調査

- 重大事態に至る要因となったいじめ行為が「いつ（いつ頃から）」「誰から行われ」「どの

ような様態であったか」「いじめを生んだ背景や児童の人間関係にどのような問題があったか」「学校・教職員がどのように対応したか」などの客観的な事実関係を明確にする。

5 いじめ防止等のための教員研修の充実

- 年度初めに、「かとう学園いじめ防止基本方針」及びいじめ防止に向けた各学校の取組についての年間計画に関する校内研修を実施し、全ての教職員が共通理解し、組織的に校区及び学校全体で進めていくことを確認する。
- 夏季休業中等に、SCやSSWなど専門家を招聘した生徒指導上の諸問題に対応する研修会や特別支援教育の視点に立った児童理解の研修会を実施する。

※必要に応じて「小中合同研修会」を実施する。

6 適切な学校評価・教員評価

- 学校評価において、いじめの有無やその多寡にとどまらず、実態把握や対応に向けてどのような取組を行ったのかを評価するように努める。
- 学校の基本方針に基づく取組の推進やPDCAサイクルに沿った取組に関する学校評価を実施するように努める。
- 平成22年7月に改訂されている文部科学省「学校評価ガイドライン」における生徒指導に関する評価指標等を参照して適切に評価するように指導する。
- 教員評価の中の「生徒指導」に関する項目については、いじめ防止等につながる取組をふまえて評価を行い、その後校内はもちろん、小中一貫教育推進の取組の充実に活かされるように工夫する。